

- **法第一種事業**の事業計画の決定前に行う手続。(法第二種事業については、事業者が実施するかどうかを決定)
 - 事業者の(原則)複数案の比較検討結果に対し、第三者が意見を述べるもの。
(事業アセスとの違い)
 - ・ 住民、地方公共団体の意見の聴取は、**事業者の努力義務とされ**、必ずしも意見の機会が確保されない。
 - ・ 意見の順序は、「一般・地方公共団体→国」又は「一斉」のいずれでも構わない。
 - **事業の特性に応じ、柔軟な手続とすることとされた。(中環審答申)**
- 法ではなく、基本的事項・主務省令で意見聴取手続を規定

- 【配慮書手続の規定】**
- ◆ 法での規定(手続関係)
 - ・ 事業者の位置・規模等の検討義務(第3条の2)
 - ・ 配慮書の作成義務(第3条の3)
 - ・ 主務大臣への送付及び公表義務及び主務大臣から環境大臣への写しの送付(第3条の4)
 - ・ 環境大臣の主務大臣への意見(第3条の5)
 - ・ 主務大臣から事業者への意見(第3条の6)
 - ・ **配慮書の案又は配慮書について、自治体及び一般から意見聴取(努力義務)(第3条の7)**
 - ◆ 施行令(政令)での規定
 - ・ **環境大臣の意見作成期間(第8条) 45日**
 - ・ **主務大臣の意見作成期間(第9条) 90日**
 - ◆ 施行規則(環境省令)での規定(手続関係)
 - ・ **配慮書の法の規定以外の記載事項(第1条)**
 - ・ **配慮書の公表方法(第1条の2)**
 - ・ **方法書の法の規定以外の記載事項(第1条の5)**

- ◆ 基本的事項(環境省告示 H24.4) = 各事業ごとの主務省令の作成指針
 - **計画段階配慮事項等選定指針**
 - ・ **複数案の設定を基本、単一案の場合は理由記載**
 - ・ 調査は、既存資料を中心
 - ・ 予測は、可能な限り定量的、困難な場合定性的
 - ・ 評価は、複数案の比較、単一案は回避・低減
 - **計画段階意見聴取指針**
 - ・ 関係地方公共団体の長及び一般から意見を**求めることを基本とし、求めない場合は理由を記載**
 - ・ 計画の立案の複数の段階において、関係地方公共団体及び一般の意見を求めるよう努める
 - ・ 意見聴取は、**可能な限り配慮書の案**について実施
 - ・ **聴取の順序は、一般→自治体とするよう努め**、一般の意見及びそれへの見解を自治体に送付するよう努める
 - ・ 意見聴取期間は、**事業ごとに適切な期間を設定**
- 基本的事項を踏まえ、各省庁と環境省間で協議
- ◆ 主務省令(各省告示 H24.11~H25.4) = 個別事業ごとの具体的手続を規定
 - ・ 13種類の事業に対し、20の省令
 - ・ **事業ごとに手続等に違いがある。(一部事業で緩和)**

◆ 事業による主務省令の違い

主務省令	基本的事項とほぼ同様の内容	国土交通省①	国土交通省②（PI事例あり）	民間事業
手続等	廃棄物処理施設（環境省） 空港（防衛省） 林道（農林水産省） 住宅団地（経済産業省）	鉄道、軌道（国土交通省） 土地区画整理事業（国土交通省） 新住宅市街地開発（国土交通省） 工業団地（国土交通省） 新都市基盤（国土交通省） 流通業務団地（国土交通省） 住宅団地（国土交通省）	空港（国土交通省） 道路（国土交通省） 湖沼水位調節施設（国土交通省） 放水路（国土交通省） ダム（厚・農・経・国） 公有水面埋立等（農・国）	発電所（経済産業省） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 構造・配置の前置 手続の緩和（努力義務を解除等） ↓ 民間事業が計画段階で計画 を公表することへの配慮？ </div>
複数案の設定	<ul style="list-style-type: none"> 位置、規模又は構造若しくは配置（位置等に係る複数案） 設定しない場合は理由が必要 位置又は規模に関する複数案を優先 	<ul style="list-style-type: none"> 位置又は規模（位置等に係る複数案） 設定しない場合は理由が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 位置又は規模（位置等に係る複数案） 設定しない場合は理由が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 構造若しくは配置、位置又は規模（構造等に係る複数案） 設定しない場合は、その理由を明らかにした上で単一案を設定
ゼロオプション（事業を実施しない案）	<ul style="list-style-type: none"> 合理的であると認められる場合には、事業を実施しない案を含めるよう努めるものとする。 含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 合理的であると認められる場合には、事業を実施しない案を含めるよう努めるものとする。 （理由は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> 合理的であると認められる場合には、事業を実施しない案を含めるよう努めるものとする。 （理由は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> 現実的であると認められる場合には、事業を実施しない案を含めるよう努めるものとする。 （理由は不要）
計画立案を段階的に行う場合の複数回意見聴取	努力義務として規定	規定なし	規定なし（PIでは実施例あり）	規定なし
関係地方公共団体の長及び一般の意見聴取	意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。	同左	同左	意見を求めるものとする。ただし、これらの者の意見を求めない理由を明らかにする場合は、この限りでない。
意見聴取の順序	<ul style="list-style-type: none"> 配慮書の案について意見を求めるよう努める この場合、まず一般の意見を求め、次に関係地方公共団体の長の意見を求めるよう努める 	同左	規定なし	配慮書の案について意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず一般の意見を求めた後において求めるよう努める。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 配慮書の案の優先なし </div>
	配慮書について意見を求める場合は、大臣への送付後速やかに同時に求めるよう努める	同左	規定なし	環境省令とほぼ同内容
一般の意見に対する事業者見解	配慮書の案について一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び事業者の見解を地方公共団体の長に送付	同左	規定なし	配慮書の案について一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び事業者の見解を地方公共団体の長に送付するよう努める。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 努力義務 </div>
意見聴取期間	一般 30日以上 地方公共団体の長 60日以上	同左	適切な期間	一般 30日程度の適切な期間 地方公共団体の長 60日程度の適切な期間

一般及び地方公共団体への意見聴取について、細かい規定がない。

↓

PIとの関係？

◆ 条例の改正（たたき台）について

考慮すべき事項

① 計画決定前のアセスの必要性

- 従来事業アセス → 環境影響の低減
(計画の変更は困難)
- 計画段階でのアセス → 環境影響の回避
(複数案の比較検討)

② 法手続との関係

- 従来事業アセスにおいては、法と条例が、ほぼ同じ手続となるよう制度設計している。
- 条例対象事業規模は、法に準じた規模。
法第二種事業を条例第一種事業とし、法手続が実施されない事業は、条例での実施を求める。

③ 従来条例アセス手続との整合

知事意見の作成に当たり、知事が主体的に一般の意見を聴取し、市町村長及び府専門委員会の意見を聴くこととしている。

※ 法は、事業者が意見聴取の主体

④ 実効性の確保（住民意見の聴取）

事業者の環境影響評価の内容を広く公表し、第三者である様々な主体から意見を与え、より環境に配慮した事業とすることが重要。

⑤ 法と条例の対象事業の相違への配慮

法対象事業は公共事業が多くを占め、民間事業についても、鉄道、発電所等公共性が高い事業が多い。

条例対象事業には民間事業を多く含むため、計画段階での検討状況の公表には配慮が必要。

方向性

【導入の有無】

- 事業を実施しようとする者が、**原則として複数案の比較検討**を行い、その**結果を配慮書として提出**するものとする。
(民間事業の計画においても対応可能)
- 調査等は、事業を行う者が行うこととし、都市計画事業については原則、都市計画決定権者が実施する。
- より上位段階でのアセスメントは、法との整合及び対象事業の違い等から、難しい。

【対象事業】

- 条例配慮書手続は、**民間事業を含む**
 - 法第二種事業(法手続を実施しないもの)
 - 条例第一種事業
- に義務付け、
- 条例第二種事業は、事業者が実施するか否かを決定するものとする。

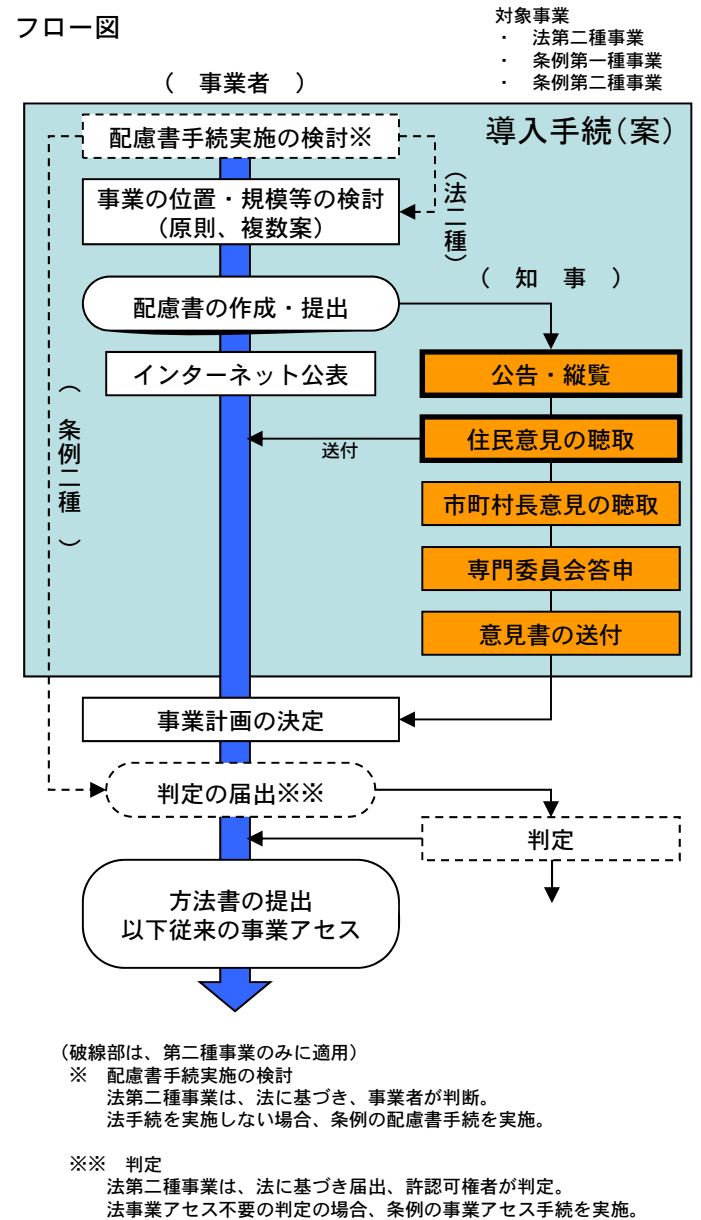
【住民等の意見】

- 配慮書の縦覧手続及び意見聴取は、知事が主体的に行うものとする。
→ **住民が意見を述べる機会を確保**
- 知事意見作成時は専門委員会の意見を聴く。
- 関係する市町村長の意見を踏まえ、知事意見を事業者に述べるものとする。
- 以上について、条例で規定する。

【手続に要する期間】

- 法と同等の期間とする。

フロー図



法と条例改正素案の手続フローの対比

